**農地等の賃貸借に係る「家賃支援給付金」**

**事業の活用について**

新型コロナウイルス感染症により売り上げ減少に直面する事業者の事業継続を支えるため、事業利用されている土地建物の賃借人に対して給付金が給付される家賃支援給付金（中小企業庁所管）が措置され、農地等の家賃についても給付対象とされましたのでご案内いたします。（家賃支援給付金（農地版）チラシ参照）

なお、本給付金の支給対象となる事業者や申請方法等につきましては、多くの部分で「持続化給付金」と重複します。

申請期間は

２０２０年７月１４日(火)～２０２１年１月１５日(金)までとなっております。

詳しくは、下記ＵＲＬをご確認下さい。

（関連ＵＲＬ）

家賃支援給付金ポータルサイト（中小企業庁）

<http://yachin-shien.go.jp/>

　家賃支援給付金（農林水産省）

<http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/yachinshien.html>